富里市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

（平成21年６月24日告示第87号）

改正　平成21年12月18日告示第135号　平成23年７月14日告示第106号
平成24年６月29日告示第112号　平成25年９月１日告示第129号
平成26年３月24日告示第84号

（趣旨）

第１条　この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が宝くじ社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業助成金を財源として、富里市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成１９年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものする。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体は、自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「センター要綱」という。）第４に定める事業実施主体であって、自治総合センターが富里市に対し助成を決定したものとする。

（補助対象事業）

第３条　補助対象となる事業は、センター要綱第２で定めるもののうち次に掲げる事業とする。

⑴　一般コミュニティ助成事業
⑵　コミュニティセンター助成事業
⑶　地域防災組織育成助成事業
⑷　青少年健全育成助成事業
⑸　地域の芸術環境づくり助成事業
⑹　地域国際化推進助成事業
⑺　活力ある地域づくり助成事業

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、センター要綱第６で定めるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、センター要綱第５で定める額の範囲内とし、自治総合センターが富里市に対し助成を決定した額とする。

（対象事業の選定）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施を予定する年度の前年度の７月１日から８月３１日までに、富里市コミュニティ助成事業補助金事業計画書（別記様式。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が提出できる事業計画書の件数は、一年度につき１件までとする。

２　事業計画書に添付する書類は、コミュニティ組織の説明書、組織の活動内容がわかるもの、最新の収支予算書及び収支決算書、補助対象事業の見積書の写し、その他市長が必要と認めるものとする。

３　市長は、申請者から事業計画書を受理し、センター要綱の基準に適合している事業（以下「適合事業」という。）と認めたときは、自治総合センターに申請を行うものとする。

４　第３条第１号、第２号、第４号及び第７号において、前項の適合事業が複数ある場合は、当該事業計画書の内容を審査し、より事業効果の高いものを選定し申請するものとする。ただし、一つの事業を選定しがたい場合は、補助対象事業ごとに申請者による抽選を行い、当選となった事業を申請するものとする。

５　市長は、前項に定める抽選の結果を速やかに文書により申請者に通知するものとする。

６　市長は、第３項又は第４項により申請した事業について、自治総合センターから採否の通知を受けたときは、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第７条　申請者が、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第５条で定める補助金等交付申請書にセンター要綱で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　交付申請の受付は、前条第５項により市長から採用通知を受けた申請者に限り、補助金を交付する年度において、市の予算執行ができる状況になった後に行うものとする。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請書が提出された場合において、規則第６条の規定により内容を審査し、適当と認めるときは、規則第８条に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第９条　申請者が、補助金の交付決定後に、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、規則第１４条に定める補助事業等変更・中止（廃止）承認申

請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出しなければならない。

２　変更承認申請書に添付する書類は、事業の計画書及び変更後の収支予算書、その他市長が必要と認めるものとする。

３　市長は、変更承認申請書を受理したときは、自治総合センターの承認が得られた場合に限り、当該補助金の変更等の承認を行うものとする。

（交付の特例）

第10条　申請者が、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払いにより補助金の交付を受けようとするときは、規則第１９条に定める補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　申請者は、対象事業が完了したときは、規則第１５条に定める補助事業等実績報告書にセンター要綱で定めた書類を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条　補助金の額の確定は、自治総合センターが市長に対して行うコミュニティ助成事業の額の確定の通知に基づき行うものとする。

２　補助金の額の確定の通知は、規則第１６条に定める補助金等交付確定通知書によるものとする。

（交付の請求）

第13条　申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第１８条に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（補助金の取扱いの特例）

２　この告示の施行前に提出のあった事業計画書で、この要綱の内容に添った事業計画書については、平成２１年度の補助金の交付対象とする。

附　則（平成21年12月18日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成23年７月14日告示第106号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成24年６月29日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成25年９月１日告示第129号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成26年４月24日告示第84号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第６条関係）　　受付番号

富里市コミュニティ助成事業補助金事業計画書

年　　月　　日

富里市長　　様

申請者
組織名称
所　在　地
代表者氏名　　㊞
電話番号

富里市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第６条に基づき、計画書を提出いたします。

記

１．	実施年度	年度実施予定
２．	助成事業名	助成事業（　　）
３．	助成を必要とする理由	
４．	事業計画の概要	
５．	事業の効果	
６．	基本デザインの表示方法	
７．	事業開始予定及び完了予定	開始予定　　年　　月　　日 完了予定　　年　　月　　日
８．	事業経費	円（デザインの表示にかかる経費を含む。）
９．	添付書類 ・コミュニティ組織の説明書 ・組織の活動状況がわかるもの ・最新の収支予算書及び収支決算書 ・補助対象事業の見積書の写し（カタログ等も添付） ・その他【　　】	

※　「７．事業開始予定及び完了予定」については、「１．実施年度」の年度末までに当該補助対象事業を完成させるものとする。また、申請が複数の場合は、富里市コミュニティ事業補助金交付要綱第６条第４項の規定により抽選とする。